

2019年4月1日より、三井生命は大樹生命に社名を変更しました。

2019年10月1日

無配当外貨建個人年金保険 019（予定利率更改型）



の販売開始について

大樹生命保険株式会社（代表取締役社長 吉村 俊哉、以下「当社」）は、2019年10月1日より提携金融機関において、お客さまの「豊かな人生 100 年時代」をサポートする**無配当外貨建個人年金保険 019(予定利率更改型)**『夢をささえる大樹の年金』『ステイゴールド2』*¹の販売を開始いたします。

本商品は、為替リスクを抑えつつ外貨で効率的に運用する仕組みに加え、金利下降局面においても予定利率が10年間固定*²されるため、安心の機能を兼ね備えております。

当社では、今後もお客さまのニーズにきめ細やかにお応えできるよう、魅力的な商品・サービスの提供に努めてまいります。

*1 取扱金融機関により販売名称は異なります。

*2 契約日から10年ごとの年単位の契約応当日に更改されます。

1. 商品の特徴

- 「円で毎回一定額の保険料」をお払い込みいただくため、ドルコスト平均法により為替リスクの軽減が期待できます。また、お客さまニーズにお応えすべく、次の商品性を備えました。

（1）100歳満了確定年金等を新設し、年金支払期間の自在性を高めました。

- ・ 人生100年時代に備え、年金開始の年齢にかかわらず、100歳まで毎年年金をお受け取りいただくことが確定します。このほか、お客さまが年金を準備したい期間にあわせて設定できるように、7通りの年金支払期間をご用意しております。

※年金開始日以後、未払年金の現価の一括前払を請求して受け取ることもできます。

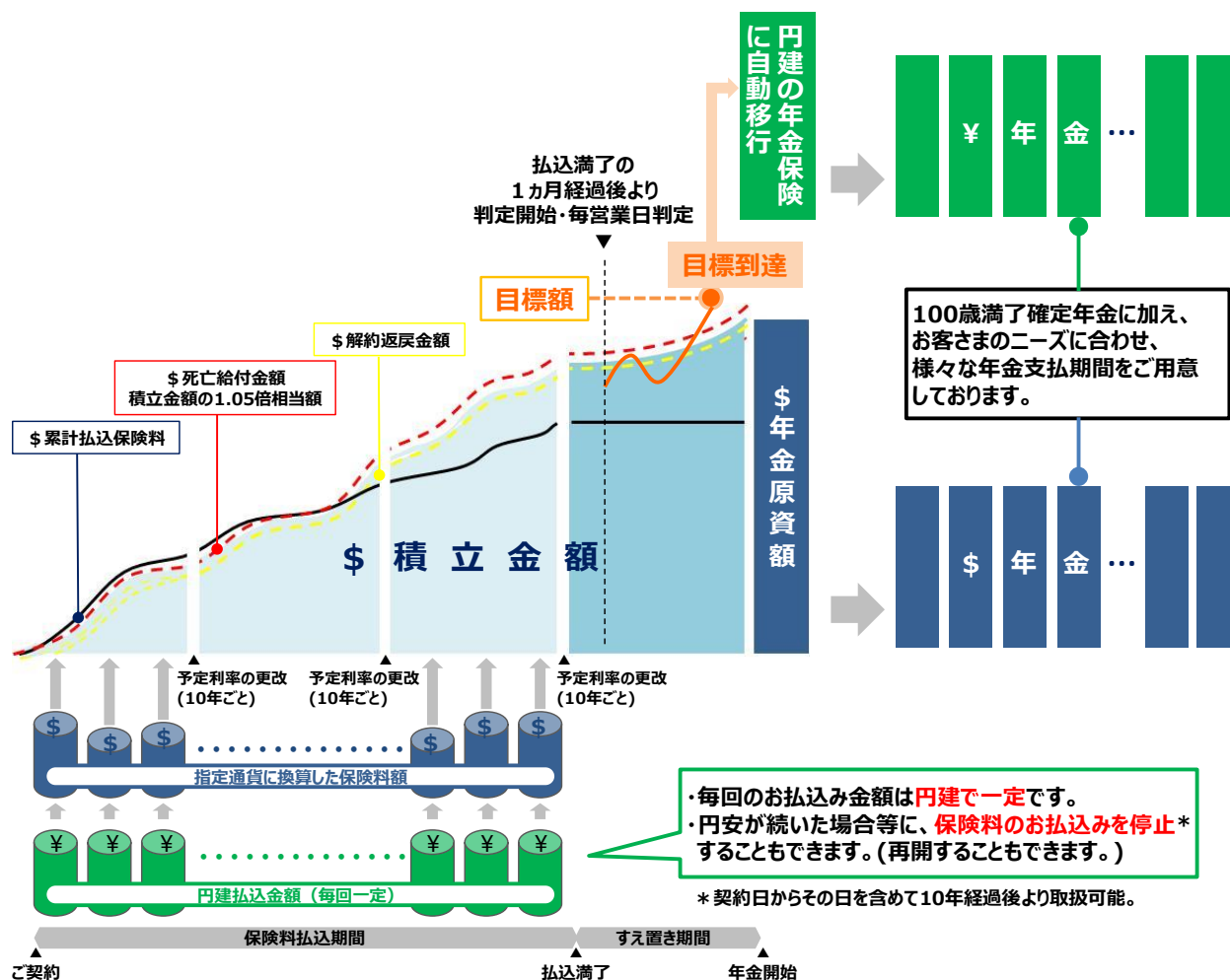
※年金支払期間中に被保険者が万が一死亡された場合、残存年金支払期間中の未払年金の現価をのこされたご家族に資産として遺すことができます。

※年金開始時には終身年金を選択することもできます。

（2）円建の年金保険に自動的に移行することができます。

- ・ 保険料払込満了後、円に換算した解約返戻金額があらかじめ設定した目標額（円）に到達したときに、円建年金保険に自動的に移行することができます。お客さまの円建資金確定ニーズにお応えすることで、安心感をご提供します。

2. 仕組み図



3. 主な取り扱い

※本リリースでは「アメリカ合衆国通貨」を「米ドル」、
「オーストラリア連邦通貨」を「豪ドル」といいます。

項 目	内 容												
販売名称	「夢をささえる大樹の年金」「ステイゴールド2」												
指定通貨	米ドル または 豪ドル												
払込通貨	円 ※指定通貨でのお払い込みはお取り扱いしません。												
年金種類	【確定年金】5年・10年・15年・20年・30年・40年／100歳満了・105歳満了 ※保険料払込期間が16歳・17歳・18歳・22歳払済の場合は、100歳満了・105歳満了は お取り扱いしません。 ※年金開始時に終身年金を選択することもできます。												
契約年齢範囲	0歳～70歳												
保険料払込期間	10年・15年・20年払込 16歳・17歳・18歳・22歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳払済 ※歳払済の場合、保険料払込期間は10年よりお取り扱いします。												
すえ置き期間	【年払込】1年～15年の各年 【歳払済】5年・10年・15年 ※保険料払込期間が16歳・17歳・18歳・22歳払済の場合は、すえ置き期間の設定は できません。												
最低円建払込金額	【保険料払込期間10年～15年】円建払込金額15,000円 【保険料払込期間16年以上】円建払込金額10,000円 ※月払換算（1ヵ月あたりの金額を記載）												
保障内容	●被保険者が次の支払事由に該当されたとき、年金・死亡給付金をお支払いします。 <table><tr><th colspan="2">支払事由</th><th>給付の種類</th></tr><tr><td rowspan="2">年金開始日 以後</td><td>年金支払期間中の年金支払い日に生存 されているとき</td><td>年金</td></tr><tr><td>年金支払期間中の最後の年金支払日の 前日までの間に死亡されたとき</td><td>残存年金支払期間中の未払年金の現価</td></tr><tr><td>年金開始日前</td><td>死亡されたとき</td><td>死亡給付金</td></tr></table> ●年金・死亡給付金は、指定通貨でお支払いすることも、円換算支払特約を付加して 円に換算してお支払いすることもできます。		支払事由		給付の種類	年金開始日 以後	年金支払期間中の年金支払い日に生存 されているとき	年金	年金支払期間中の最後の年金支払日の 前日までの間に死亡されたとき	残存年金支払期間中の未払年金の現価	年金開始日前	死亡されたとき	死亡給付金
支払事由		給付の種類											
年金開始日 以後	年金支払期間中の年金支払い日に生存 されているとき	年金											
	年金支払期間中の最後の年金支払日の 前日までの間に死亡されたとき	残存年金支払期間中の未払年金の現価											
年金開始日前	死亡されたとき	死亡給付金											
保険料の前納	お取り扱いします。												
解約返戻金	あり												
配当金	なし												
付加可能な特約	・円換算払込特約（付加必須） ・円換算支払特約 ・目標到達時円建年金保険移行特約 ・自動すえ置き機能付円換算支払特約 ・円建年金移行特約 ・保証期間付終身年金特約 ・指定代理請求特約 ・個人年金保険料税制適格特約												
取扱金融機関	以下 URL より参照ください。 【夢をささえる大樹の年金】 https://www.taiju-life.co.jp/products/taiju_nenkin.htm 【ステイゴールド2】 https://www.taiju-life.co.jp/products/staygold2.htm												

※この商品は、金利情勢などにより、新たな保険契約のお申し込みをされる場合の各種お取り扱いなどを変更することがあります。

※市場金利などの状況によっては、いずれかまたは両方の通貨について、販売を停止することがあります。

※ご加入いただける契約年齢範囲は、指定通貨別に保険料払込期間、すえ置き期間などの組み合わせに応じて異なります。

4. お客さまにご負担いただく費用および為替リスクについて

■お客さまにご負担いただく費用について

お客さまにご負担いただく費用は、以下の費用の合計額となります。

(1) 保険契約関係費用について

①年金開始日前

- お払い込みいただいた保険料のうち、その一部を保険契約の締結・維持、死亡保障などにかかる費用にあて、それらを除いた金額を積立金として運用します。また、積立金から、保険契約の締結・維持、死亡保障などにかかる費用などを毎月控除します。なお、これらの費用については、年齢別の発生率を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。

※上記の費用のほか、解約される場合には、契約日から10年間は、経過期間（保険料をお払い込みいただいた年月数）に応じて、積立金から以下の金額を控除します。

- ・控除される額の積立金に対する比率は、「 $1.7\% \times \text{保険料払込期間（年数）}$ 」を上限に、経過期間により、下表のとおり減少します。

経過期間(月数)	解約時の控除額(積立金比例)
1年目～3年目	右記の(A)+(B)
4年目～10年目	右記の(A)
11年目以降	控除はありません。

$$\begin{aligned} \text{※(A)} &= \text{解約時の積立金額} \times \text{保険料払込期間(年数)} \times 0.7\% \times (120 - \text{経過月数}) / 120 \\ \text{(B)} &= \text{解約時の積立金額} \times \text{保険料払込期間(年数)} \times 1.0\% \times (36 - \text{経過月数}) / 36 \end{aligned}$$

②年金開始日以後

- 年金を維持・管理するための費用として、以下の金額を年金開始日以後、責任準備金から毎月控除します。

- ・指定通貨建の年金を受け取る場合

責任準備金額に 0.25% （年率）を乗じて得た金額

- ・円建の年金*を受け取る場合

責任準備金額に 1.0% （年率）を上限とする率を乗じて得た金額。なお、責任準備金額に乘じる率は、年金開始日における予定利率に応じて定まるため、記載することができません。

*目標到達時円建年金保険移行特約を付加し円建年金保険に移行した場合に円で受け取る年金、および円建年金移行特約を付加することによって円で受け取る年金をいいます。

③目標到達時円建年金保険移行特約を付加した場合で、円建年金保険に移行日以後、かつ、年金開始日前

- 円建年金保険を維持・管理するための費用や死亡保障などにかかる費用を積立金から毎月控除します。なお、これらの費用については、年齢別の発生率を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。

(2) 外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用について

- 円建払込金額を指定通貨に換算する際に適用する当社所定の円換算レート（払込用）には、為替手数料が含まれます。

円換算レート (払込用)	換算基準日* ¹ における当社が指定する取引銀行のTTM（電信売買相場の仲値） +0.25円
-----------------	--

※TTM（電信売買相場の仲値）と円換算レート（払込用）の差（0.25円）は2019年10月現在のものであり、将来変更することがあります。ただし、円換算レート（払込用）は換算基準日*¹における当社が指定する取引銀行が公示するTTS*²（対顧客電信売相場）を上回ることはありません。

- 次のお取り扱いを行う際に適用する当社所定の円換算レート（支払用）には、為替手数料が含まれます。

- <1>円換算支払特約を付加して年金、死亡給付金などを円に換算してお支払いする際
- <2>目標到達時円建年金保険移行特約を付加して解約返戻金額を円に換算して円建年金保険に移行する際
- <3>自動すえ置き機能付円換算支払特約を付加して年金を円に換算してお支払いする際
- <4>円建年金移行特約を付加して年金原資額を円に換算して円建の年金に移行する際

円換算レート (支払用)	換算基準日 ^{*1} における当社が指定する取引銀行のTTM（電信売買相場の仲値） －0.25円
-------------------------	--

※TTM（電信売買相場の仲値）と円換算レート（支払用）の差（0.25円）は2019年10月現在のものであり、将来変更することがあります。ただし、円換算レート（支払用）は換算基準日^{*1}における当社が指定する取引銀行が公示するTTB^{*2}（対顧客電信買相場）を下回ることはありません。

- 年金、死亡給付金などを指定通貨でお支払いする際には、指定通貨でお受け取りいただける口座が必要となり、ご利用される金融機関により諸手数料^{*3}が必要な場合や、当社からの指定通貨でのお支払いにかかる送金手数料をお支払い額より差し引く場合があります。これらは金融機関により異なるため、一律に記載することができません。

*1 換算基準日として定める日が、当社が指定する取引銀行または当社の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および当社の営業日となります。

*2 1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

*3 リフティングチャージ、外貨引出手数料などのことで、金融機関によりお取り扱い、名称などは異なります。

※円換算レート（払込用）と円換算レート（支払用）は、同日であっても為替手数料により、適用レートが異なります。

※当社所定の円換算レートは、当社が指定する取引銀行の為替レートを基準に設定します。

TTS (対顧客電信売相場)	銀行が顧客向けに外貨を売る（円を外貨に交換する）ときに用いられる為替レート
TTM (電信売買相場の仲値)	TTS（対顧客電信売相場）とTTB（対顧客電信買相場）の仲値
TTB (対顧客電信買相場)	銀行が顧客から外貨を買い取る（外貨を円に交換する）ときに用いられる為替レート

■為替リスクについて

- この保険では、保険料額や年金額、死亡給付金額などを指定通貨で定めています。

お払い込みいただく円建払込金額を指定通貨に換算する際は、積立金に毎月充当する際の円換算レート（払込用）を適用して積立金額を算出します。また、年金額などを円に換算してお支払いする際は、お支払い時の円換算レート（支払用）を適用して算出し、解約返戻金額を円に換算して円建年金保険に移行する際は移行日の円換算レート（支払用）を適用して円建の積立金額を算出し、年金原資額を円に換算して円建の年金に移行する際は年金開始の際の円換算レート（支払用）を適用して算出します。

これらの換算レートは外国為替相場の変動の影響を受けますので、日々変動します。このような外国為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといい、この保険には、次のような為替リスクがあります。

これらの為替リスクは、ご契約者および受取人に帰属します。

- ・円建払込金額を指定通貨に換算する際は、円換算レート（払込用）の変動の影響を受けるため、積立金に毎月充当する金額は、積立金に毎月充当する際の円換算レート（払込用）により、増減します。
- ・次の金額は、円換算レート（支払用）の変動の影響を受けるため、ご契約時の円換算レート（支払用）で円に換算したそれぞれの金額を下回り、損失を生ずるおそれがあります。

- ・円に換算してお支払いする年金額とその累計額
 - ・円に換算してお支払いする死亡給付金額
 - ・年金開始の際に円に換算する年金原資額 など
- ・次の金額は、円換算レート（支払用）の変動の影響を受けるため、円建払込金額の累計額（元本）を下回り、損失を生ずるおそれがあります。
- ・円に換算してお支払いする年金額の累計額
 - ・円に換算してお支払いする死亡給付金額
 - ・移行日に円に換算する解約返戻金額
 - ・年金開始の際に円に換算する年金原資額 など

以上

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではなく、商品の概要のみを説明したものです。ご検討にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」を必ずご覧ください。また、ご契約の際は、「ご契約のしおり－約款」を必ずご覧ください。